

特別区当局の不当な行政処分に抗議し、 即時撤回を求める声明

特別区当局は、06年賃金確定闘争期におけるわが組合の行動に対し、中央執行委員長をはじめとする三役5名に対し、「戒告」処分を発令した。

処分の直接の理由は、「最終妥結内容の報告集会の実施により、業務の正常な運営が阻害された」というものである。

06年賃金確定闘争は、①業務職給料表の見直し②地域手当の本格導入③退職手当の見直し④職務段階別加算等、働き生活を続けるという労働者の権利の根幹に関わる攻撃であった。特別区当局は、誠意を持って真摯に協議するという一方で、時間は極めて少ないとしながら、我々の切実な要求に応えるどころか、退職手当の調整額について制度上欠陥がある提案まで行ってきた。このことについても、われわれの要求に改めようとせず先送りをした当局こそ異常といえる。また、総務省の指摘・報告をそのまま実施するという、大都市に働き生活するものの管理者としての責任を一向に果たしているとはいえない。当局の使用者としての無責任こそ批判されるべきである。

我々は、公共事業の企業化を狙うマスコミ報道をはじめとした公務員バッシングが日増しに強くなる中で、我々の要求が都民の理解を受けられるものにする取り組みを迫及してきた。なお、職場組合員の総意を持って賃金確定闘争に取り組むなど、真摯な闘いに努めてきた。にもかかわらず、妥結内容について組合員に知らせるための「職場報告集会」に対し、この間のやり方を変えることなく処分だけは今までどおり強行してきた。職員に対し、いち早く確定内容を知らせるのは当局の責務である。そのことができない当局こそ罰せられるべきである。

このような特別区当局の「不当な行政処分」に対し満身の怒りを込めて抗議すると共に、即時撤回を求めるものである。

東京清掃労働組合は、当局からのいかなる圧力にも決して屈することなく、組合員の生活と権利を守り、労働条件の改善に向けて、全組合員の団結を基に組織の総力を挙げて引き続き闘うことを表明する。

以上

2007年4月5日
東京清掃労働組合